



- 【1】 次の文は、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」（令和3年6月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）における基本理念について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならないものとしたこと。

医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び（1）に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び（2）の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならないものとしたこと。（中略）

医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、医療的ケア児を現に監護するものをいう。三の2(2)において同じ。）の意思を最大限に尊重しなければならないものとしたこと。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を講ずるに当たっては、医療的ケア児及びその家族がその（3）にかかわらず等しく適切な支援を受けられるようにすることを旨としなければならないものとしたこと。

- | | | | |
|---|----------|-----------|-----------|
| ① | （1）配慮事項 | （2）看護スタッフ | （3）個々の状況 |
| ② | （1）生活の実態 | （2）民間団体相互 | （3）個々の状況 |
| ③ | （1）配慮事項 | （2）看護スタッフ | （3）居住する地域 |
| ④ | （1）生活の実態 | （2）民間団体相互 | （3）居住する地域 |

【2】 次の文は、「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日 文部科学省）における学校での医療的ケアに関する基本的な考え方について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより（ 1 ）がなされる場であり、学校における教育活動を行う上では、医療的ケアの有無にかかわらず、児童生徒等の（ 2 ）が保障されることが前提である。こうした観点から、学校における医療的ケアの実施は、医療的ケア児に対する教育面・安全面で、大きな意義を持つものである。具体的には、医療的ケア児の通学日数が増加し、日々の（ 3 ）が保たれることで、教育内容が深まったり、教職員と医療的ケア児との関係性が深まったりするなどの本質的な教育的意義がある。

- | | | | |
|---|------------|----------|-----------|
| ① | （1）人間関係の形成 | （2）安全の確保 | （3）健康な状態 |
| ② | （1）人間関係の形成 | （2）教育の充実 | （3）授業の継続性 |
| ③ | （1）人格の形成 | （2）教育の充実 | （3）健康な状態 |
| ④ | （1）人格の形成 | （2）安全の確保 | （3）授業の継続性 |

- 【3】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」(平成30年3月 文部科学省)における自立活動の内容に関することについて述べたものである。文中の(1)～(3)にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

自立活動の内容は、人間としての(1)を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を検討して、その中の代表的なものを項目として(2)の下に分類・整理したものである。

今回の改訂では、連続した多様な学びの場において、障害の重度・重複化や発達障害を含む多様な障害に応じた指導や、自己の理解を深め(3)意欲を一層伸長するなどの発達の段階を踏まえた指導を充実するため、項目の見直しを行った。

- | | | | |
|---|------------|-----------|-------------|
| ① | (1) 基本的な行動 | (2) 五つの区分 | (3) 主体的に学ぶ |
| ② | (1) 基本的な行動 | (2) 六つの区分 | (3) 主体的に学ぶ |
| ③ | (1) 生活習慣 | (2) 六つの区分 | (3) 課題を探究する |
| ④ | (1) 生活習慣 | (2) 五つの区分 | (3) 課題を探究する |

- 【4】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」（平成30年3月 文部科学省）における健康状態の維持・改善に関することについて述べたものである。次の下線部のうち、適切なものを①～③から1つ選び、番号で答えよ。

障害が重度で重複している幼児児童生徒の場合、健康の状態を明確に訴えることが困難なため、様々な場面で健康観察を行うことにより、変化しやすい健康状態を的確に把握することが必要である。その上で、例えば、① 乾布摩擦や軽い運動を行ったり、空気、水、太陽光線を利用して皮膚や粘膜を鍛えたりして、血行の促進や呼吸機能の向上などを図り、健康状態の維持・改善に努めることが大切である。

たんの吸引等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の場合、この項目の指導が特に大切である。その際、② 健康状態の詳細な観察が必要であること、指導の前後にたんの吸引等の医療的ケアが必要なこともあることから、学級担任は医療的ケアを中心とした支援と指導を進めることが大切である。

知的障害や自閉症のある幼児児童生徒の中には、運動量が少なく、結果として肥満になったり、体力低下を招いたりする者も見られる。また、心理的な要因により不登校の状態が続き、運動量が極端に少なくなったり、食欲不振の状態になったりする場合もある。このように、障害のある幼児児童生徒の中には、障害そのものによるのではなく、二次的な要因により体力が低下する者も見られる。

このような幼児児童生徒の体力低下を防ぐためには、③ 運動することへの意欲を高めながら適度な運動を取り入れたり、食べ物の好き嫌いを軽減するための継続した取り組みを行うなど、日常生活において自己の健康管理ができるようにするための指導が必要である。

- 【5】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」(平成30年3月 文部科学省)における自己の理解と行動の調整に関することについて述べたものである。次の下線部のうち、適切でないものを①～④から1つ選び、番号で答えよ。

自己に対する知識やイメージは、① 様々な経験や他者との比較を通じて形成されていく。障害のある幼児児童生徒は、障害による認知上の困難や経験の不足等から自己の理解が十分でない場合がある。

知的障害のある幼児児童生徒の場合、過去の失敗経験等の積み重ねにより、自己に対する自信がもてず、行動することをためらいがちになることがある。このような場合は、まず、② 本人がもう少しでできそうな活動を設定し、繰り返して課題を行うことでスムーズに課題ができるようになることを目的として、カリキュラムを組み立てていくことが大切である。

肢体不自由のある幼児児童生徒の場合、③ 経験が乏しいことから自分の能力を十分理解できていないことがある。自分でできること、補助的な手段を活用すればできること、他の人に依頼して援助を受けることなどについて、実際の体験を通して理解を促すことが必要である。

ADHDのある幼児児童生徒の場合、衝動の抑制が難しかったり、自己の状態の分析や理解が難しかったりするため、同じ失敗を繰り返したり、目的に沿って行動を調整することが苦手だったりすることがある。そこで、④ 自分の行動とできごととの因果関係を図示して理解させたり、実現可能な目当ての立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を学んだりして、自ら適切な行動を選択し調整する力を育てていくことが大切である。

- 【6】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編」(平成30年3月 文部科学省)における日常生活に必要な基本動作に関することについて述べたものである。文中の(1)～(3)にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

知的障害のある幼児児童生徒の場合、知的発達 の程度等に比較して、衣服の着脱におけるボタンの着脱やはさみなどの道具の操作などが難しいことがある。このような要因としては、(1)の困難さや巧緻性、持続性の困難さなどの他、認知面及び運動面の課題、あるいは日常生活場面等における経験不足などが考えられる。

このような場合には、幼児児童生徒が意欲的に活動に取り組み、道具等の使用に慣れていけるよう、興味や関心がもてる内容や課題を工夫し、使いやすい適切な(2)に配慮することが大切である。その上で、課題の難易度を考慮しながら、例えば、衣服の着脱では、ボタンはめの前にボタン外しから取り組むことや、ボタンや穴の大きさを徐々に小さくすること、はさみを使用する際には、切る長さを徐々に長くしたり、直線から曲線など切る形を変えたりすることなどの日常生活に必要な基本動作を指導していくことが大切である。

したがって、知的障害のある幼児児童生徒が、衣服の着脱におけるボタンはめなどや、はさみなどの道具を円滑に操作するためには、この項目の内容と、「4 (3)」などの区分に示されている項目の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することが大切である。

- | | | | |
|---|---------------|-----------|---------------|
| ① | (1) 目と手指の協応動作 | (2) 補助機器 | (3) 環境の把握 |
| ② | (1) 姿勢保持 | (2) 道具や素材 | (3) コミュニケーション |
| ③ | (1) 姿勢保持 | (2) 補助機器 | (3) コミュニケーション |
| ④ | (1) 目と手指の協応動作 | (2) 道具や素材 | (3) 環境の把握 |

【7】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月 文部科学省）における就学に関する新しい支援の方向性について述べたものである。次の下線部のうち、適切なものを①～③から1つ選び、番号で答えよ。

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、① それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、基本となる学習内容を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。

そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、② 小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要である。

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。そして、こうして把握・整理した、③ 子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見を参考として、教育学、医学、心理学等専門的見地から、有識者会議において就学先の学校や学びの場を判断することが必要である。

【8】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における肢体不自由のある子供の教育的ニーズについて述べたものである。文中の(1)～(3)にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

乳幼児期は、心身の発達に極めて重要な時期である。特に、幼児期は、自分を取り巻く人々への関わり方を学び、周囲の物事についての理解を深め、社会生活を送る際のルールについても学習し、学齢期に向けての基礎づくりをする大切な時期といえる。この時期の一般的な発達上の目標としては、おおよそ次のものが挙げられる。

- ・運動・姿勢能力の向上
- ・コミュニケーション能力の促進
- ・食事や排せつ等の身辺自立の習慣形成
- ・周囲の人との情緒的なつながりに基づく、安定した(1)
- ・自分と自分を取り巻く社会についての簡単な(2)
- ・社会的ルールについてのある程度の理解の学習
- ・小集団における最低限の(3)
- ・認知機能の向上

以上のような幼児期を中心とした一般的な発達上の目標は、肢体不自由のある子供であっても同様であるが、肢体不自由のある子供の中には、知的障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害などの障害を併せ有することがある。

- | | | |
|---------------|-------------|-----------------|
| ① (1) 社会生活の形成 | (2) 概念の形成 | (3) 自己コントロールの学習 |
| ② (1) 人間関係の形成 | (2) 生活規律の確立 | (3) 役割の履行 |
| ③ (1) 人間関係の形成 | (2) 概念の形成 | (3) 自己コントロールの学習 |
| ④ (1) 社会生活の形成 | (2) 生活規律の確立 | (3) 役割の履行 |

【9】 すべての校種において、いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つである。次の文は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月最終改訂 文部科学省）における、いじめの定義について述べたものである。次の下線部のうち、適切でないものを①～④から1つ選び、番号で答えよ。

① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、関係する児童生徒双方の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば② いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

③ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

【10】 次の文は、「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）」（平成22年1月 文部科学省）における児童虐待防止に向けた学校等での適切な対応について述べたものである。次の下線部のうち、適切でないものを①～③から1つ選び、番号で答えよ。

(1) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認し、学校生活のみならず、① 幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の未然防止に努める必要があること。そのために、学級担任、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、② 日頃から幼児児童生徒の状況の把握に努めるとともに、幼児児童生徒がいつでも相談できる雰囲気醸成すること。

(2) 虐待を受けた幼児児童生徒を発見した場合には、速やかに児童相談所又は市町村、都道府県の設置する福祉事務所へ通告すること。③ 児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと。関係機関への通告又は相談を行った後においても、継続的に当該機関と緊密に連絡を取り合うなどして児童虐待の防止上必要な対応を図ること。

- 【11】 次の文は、「生徒指導提要」（平成22年3月 文部科学省）における発達障害に関する実態把握及び特性に応じた対応について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる文の正しい組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

ADHDの児童生徒には、行動面や感情面の自己コントロールの仕方を身に付けさせるとともに、（ 1 ） ことができる環境を整備することが大切です。また、必要に応じて、薬の利用など医療機関との連携を図ることが有効な場合もあります。

突然の予定変更が苦手な自閉症の特性のある児童生徒は、先の見通しを持たせる、何をすればよいか具体的に指示する、予定変更の可能性がある場合にはあらかじめ伝えておくなどの対応が大切です。相手や周りの人たちとの関係をつくるのが苦手なので、対人関係や社会における基本的なスキルを習得できていない場合があります。（ 2 ） ことがとても重要になります。

先にも述べたように、これらの障害特性は単独で見られる場合もあれば、重なっている場合もあります。学校生活のどのような場面でどのような行動が見られるのか、「障害」として理解するのではなく、（ 3 ） ことが大切です。また、うまくいかなければ対応を変えていく柔軟性も求められます。適切でない「かかわり」や「環境」は二次的障害を招いてしまうことにも留意が必要です。

- ア 場面や状況ごとに言葉がけや対処の仕方について具体的に教えていく
- イ つまづきや困難さを把握するだけでなく、得意なこと好きなことを把握しておく
- ウ 全体ができていなくても、部分的でも本人が努力していることを認める
- エ 日常の行動観察により、個々の児童生徒の「特性」として理解し、対応の工夫をする

- ① （ 1 ） ア （ 2 ） イ （ 3 ） エ
- ② （ 1 ） エ （ 2 ） ウ （ 3 ） イ
- ③ （ 1 ） ウ （ 2 ） イ （ 3 ） ア
- ④ （ 1 ） ウ （ 2 ） ア （ 3 ） エ

【12】 地域リハビリテーションは、活力のある超高齢社会の実現や寝たきり予防対策にとって重要な施策である。次の文は、「地域リハビリテーション推進のための指針」（令和3年5月 厚生労働省）における地域リハビリテーション支援体制の整備の趣旨について述べたものである。文中の（1）～（3）にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

高齢者に対する（ 1 ）・重度化防止の取組を推進するためには、脳卒中や骨折等による障害発生時においては、急性期リハビリテーション及びその後の回復期リハビリテーション、また、病状安定期にある場合や（ 2 ）に対しては、生活期リハビリテーションと言うように、高齢者それぞれの状態に応じた適時・適切なリハビリテーションが提供されることが必要である。

さらに、高齢者等が、閉じこもり状態となり、老化に伴う心身機能の低下等をきたすことを予防し、住み慣れた地域において、生涯にわたって生き生きとした生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉の関係者のみならず、ボランティア等の地域における住民が参画して行う、いわゆる地域リハビリテーションが適切に行われることも重要である。

地域リハビリテーション支援体制は、（ 3 ）システムの構築かつ市町村の一般介護予防事業を中心とした地域支援事業の充実・強化のための体制の整備を図るものである。

- | | | | |
|---|---------|----------|-----------|
| ① | （1）相談支援 | （2）回復期 | （3）地域包括ケア |
| ② | （1）自立支援 | （2）廃用症候群 | （3）地域包括ケア |
| ③ | （1）自立支援 | （2）廃用症候群 | （3）脳卒中情報 |
| ④ | （1）相談支援 | （2）回復期 | （3）脳卒中情報 |

- 【13】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における児童生徒の調和的な発達の支援に関する、学級経営、児童生徒の発達の支援について述べたものである。次の下線部のうち、適切なものを①～③から1つ選び、番号で答えよ。

学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければならない。児童生徒一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、① 児童生徒が自分の特徴に気づき、学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高め、日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

学級は、児童生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、学級担任の教師の営みは重要である。学級担任の教師は、学校・学部・学年経営を踏まえて、② 学級担任が目指す学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容については、責任を持って自らの学級経営の全体的な構想として立てるようにする必要がある。

学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち確かな児童生徒理解である。学級担任の教師の、日ごろのきめ細かい観察を基本に、面接など適切な方法を用いて、一人一人の児童生徒を客観的かつ総合的に認識することが児童生徒理解の第一歩である。③ 日ごろから、児童生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要であり、愛情をもって接していくことが大切である。

- 【14】 次の文は、「小学校等における医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」(令和3年6月 文部科学省)における、医行為と医療的ケアについて述べたものである。文中の(1)～(3)にあてはまる語句の適切な組合せを①～④から選び、番号で答えよ。

1 医行為

医師及び看護師などの免許を有さない者による医行為は、医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう医行為とは、医師の医学的判断及び技術をもって行わなければ、人体に危害を及ぼし、又は、危害を及ぼすおそれのある行為を(1)する意思をもって行うこととされている。

【参考】医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(平成17年8月25日付け17国文科ス第30号文部科学省スポーツ・青少年局長初等中等教育局長通知)

2 医療的ケア

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、(2)その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、(2)や経管栄養、気管切開部の(3)、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。

- | | | | |
|---|----------|-----------|----------|
| ① | (1) 法益侵害 | (2) 喀痰吸引 | (3) 感染防止 |
| ② | (1) 反復継続 | (2) 気管支拡張 | (3) 衛生管理 |
| ③ | (1) 反復継続 | (2) 喀痰吸引 | (3) 衛生管理 |
| ④ | (1) 法益侵害 | (2) 気管支拡張 | (3) 感染防止 |

- 【15】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における児童生徒の調和的な発達の支援に関する、重複障害者の指導について述べたものである。次の下線部のうち、適切なものを①～③から1つ選び、番号で答えよ。

特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の重度・重複化，多様化が進み，これまで以上に一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導や必要な支援が求められている。

重複障害者は，複数の種類の障害を併せ有していることから，指導に当たっては，① それぞれの障害についての専門的な知識や技能を有する教師が中心となり，一人一人の児童生徒について教育課程を編成し，指導内容を創意工夫して進めることが大切である。

また，重複障害者は，一人一人の障害の状態が極めて多様であったり，発達の諸側面にも不均衡が大きかったりすることから，校内において，それぞれの障害についての専門性を有する教師間で連携するだけでなく，例えば，学校医等を含めた関係する専門家によって指針を決定する機会を設けるなどして，適切な指導内容・方法を追究することも大切である。

さらに，重複障害者の指導に当たっては，実態把握や指導計画の作成，評価において，より専門的な知識や技能を有する者との協力や連携が求められる場合もある。その際，③ 必要に応じて，専門の医師，看護師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，心理学や教育学の専門家等に指導・助言を求めたり，連絡を取り合ったりすることが重要である。